

街路樹等維持管理工事特記仕様書

『 適用範囲 』

本特記仕様書は「下居大久保線ほか街路樹等維持管理工事」(以下「本工事」という。)に適用する。

『 総則 』

1. 総則

本工事は本特記仕様書によるほか、

(宇治市) 「土木工事共通仕様書」(宇治市ホームページ掲示)
(以下「宇治市共通仕様書」という。)

(近畿地方整備局) 「土木工事施工管理基準」(宇治市ホームページ掲示)
「土木工事共通仕様書(案)」
「土木工事施工管理基準」
「土木工事請負必携」

(京都府) 「土木工事共通仕様書(案)」(以下「京都府共通仕様書」という。)

「土木工事施工管理基準」「土木工事請負必携」

に基づき施工すること。

2. 提出書類

本工事における提出書類は、「土木工事関係書類(様式)」(宇治市ホームページ掲示)によるものとする。

3. 法定外の労働保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労働保険に付さなければならない。

4. 請負業者賠償責任保険の加入

受注者は、工事遂行中に他人の身体もしくは財物に損害を与えた場合の損害賠償について、「請負業者賠償責任保険」の加入に努めなければならない。加入した場合は、保険証書等の加入が確認できる書面の写しを工事着手日までに監督職員に提出しなければならない。保険の期間は、工事期間(着工から目的物引渡し予定日)とする。

なお、保険金額は、請負金額、工事の種類、規模等により請負者が定めるものとする。また、契約は、工事毎の契約とするか又は年間に付する総括契約とするかを問わない。

5. 建退共の提出書類

受注者は、下記の書類(様式は宇治市ホームページ掲示)を発注者に提出しなければならない。

	提出時期	摘要
掛金収納書の写し	契約時	
建退共運営実績報告書	完成時	

労働就労日報	完成時	
受払簿	完成時	契約工期3ヶ月以上
適用標識(シール)の掲示	施工中	写真確認
辞退届	随時	建退共対象者延人数が 0人となる場合

6. 施工体系図の記載

受注者は、施工体系図にすべての下請業者及び警備業者を必ず記載すること。

7. 街路樹剪定等の資格

受注者は樹木の刈込又は剪定を行うに当たり、街路樹剪定士の資格を有する者を施工体制の中に配置しなければならない。

『 工事の着手 』

1. 工事内容

本工事では、以下の作業を行うものとする。

- 1) 街路樹の剪定
- 2) 植樹帯、植樹柵、及び歩道・車道の除草
- 3) その他、街路樹の維持管理に関すること

2. 工事の施工に伴う協議・調整

- 1) 本工事の施工に伴う関係機関との協議及び地元地域との調整は、受注者が行うものとする。また、受注者は施工箇所状況を十分把握し、近隣住民との間に紛争が生じないように努めるものとする。
- 2) 前項の結果により施工方法等の変更が生じた場合は監督職員の指示に従うこと。

3. 工事着手前調査

受注者は、工事着手前に施工箇所を確認し、必要に応じて写真等により記録し、以下の状況が見られた場合は監督職員に報告するものとする。

- 1) 作業上支障となるものがある場合
- 2) 作業範囲が不明確な場合
- 3) 街路樹の変状(第三者に影響を与えるような損傷や枯損等)
- 4) 街路樹周辺の変状(舗装の隆起や歩車ブロック及び縁石などの損傷)
- 5) 街路樹の成長による設計条件の不一致
- 6) その他、工事履行上必要な場合

『 受注者相互の協力 』

1. 関連工事の調整

本工事の区域内またはこれに近接して他の工事(民間工事を含む)がある場合は、工程・通行規制および工事車両の搬入・搬出等十分調整を行うものとする。なお、本工事の工程等に影響を受ける場合には、監督職員の上承を得るものとする。

『 材料及び施工 』

1. 納品書・納入書等の提出

本工事で使用する下表または監督職員が指示した材料等について、納品書・納入書等の原本、若しくはその写しを提出し、発注数量との対比を行うこと。

資材名	規格	摘要
交通誘導警備員		

『 工事現場発生品 』

1. 建設副産物の搬出

1) 本工事で発生する廃棄物は、以下の場所に搬入するものとする。

一般廃棄物	受入場所及び連絡先	受入時間	その他の受入条件	距離(参考値)
剪定枝	城南衛生管理組合 (リサイクルセンター長谷山) 0774-53-3581	8時30分～16時00分 (12時から13時は除く)	受入休止日 土・日曜日、祝日	6.4km
除草ゴミ 可燃ゴミ	城南衛生管理組合 (クリーン21長谷山) 0774-52-3581	8時30分～16時00分 (12時から13時は除く)	受入休止日 土・日曜日、祝日	6.4km

- 2) 廃棄物については城南衛生管理組合と十分協議し、搬入基準を満たすこと。
- 3) 廃棄物が城南衛生管理組合の搬入基準に満たない場合は、その処理方法について、設計変更の判断も含めて担当職員と協議を行うものとする。
- 4) 受注者は、処理数量を証明する伝票等を整理・保管し、担当職員の請求があった場合は、遅延なく提示するとともに、検査時に提示しなければならない。
- 5) 廃棄物の処分量は過去の実績を参考に設計数量として計上している。したがって、廃棄物の処分量に伴う費用等については、原則、設計変更の対象とする。

2. 廃棄物処理計画書・報告書の作成

受注者は、「廃棄物処理計画書(報告書)」及び添付書類を提出すること。

なお、添付書類は以下によるものとする。

一般廃棄物処理	
計画	○ 廃棄物処理計画書 ○ 処分地の位置図及び経路図
報告	○ 廃棄物処理報告書 ○ 「運搬管理表」 ○ 処分地の写真

『 監督職員による検査(確認を含む)及び立会等 』

1. 立会確認

受注者は、下表の工種の施工段階において、立会確認を受けなければならない。
立会確認は「立会確認書」(様式17-1)によるものとし、確認内容が把握できる写真を添付すること。

また、受注者は施工に先立ち作成する施工計画書に立会確認の実施箇所を記載するものとする。

工種	確認事項	頻度
人力除草	作業完了状況	適宜
高木剪定	作業完了状況	適宜
低木剪定	作業完了状況	適宜

『 施工管理 』

1. 品質管理及び出来形管理

本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、品質管理基準に記載される「必須」項目を実施し、「その他」の項目については、監督職員の指示により実施すること。

品質及び出来形の規格値は、土木工事施工管理基準及び規格値によるが、次の工種については、下表のとおりとする。

種 別	工 種	出来形管理項目	
		検測項目	検測頻度
剪定工	高木剪定	幹周、樹種、樹高	全箇所
剪定工	中木・低木剪定(寄植以外)	樹種、樹高	全箇所
剪定工	寄植(中木)	幅、延長、樹高	全箇所
剪定工	寄植(低木)	幅、延長、樹高	全箇所
除草工	機械除草	幅、延長	全箇所
除草工	抜根除草	幅、延長	全箇所

2. 工事内容の詳細

1) 剪定工

高木剪定は、樹木のそれぞれの性質、形状を熟知したうえで、樹形等を整えるものとするが、架空線を越えている樹木については、原則、強剪定とする。

低木剪定は、仕上がり高さを概ね60cmとする。

なお、これ以外については、状況に応じて担当職員と協議のうえ、その程度を決定する。

2) 除草工

除草については、作業に伴う障害物の除去を含むものとする。

植樹帯及び植樹柵内の除草は、人力の抜根除草とする。

また、機械除草については、原則、構造物の端部を行うものとし、植樹帯及び植樹柵内での使用は認めないものとする。

なお、除草工には、樹木や施設などにかからんでいるつる性雑草や高木の下枝(ヒコバエ、根吹き、胴葺き)等の除去も含んでいる。

3. 過積載防止対策等

受注者は、伝票等を整理・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提出するとともに、検査時に提示しなければならない。

運搬管理表(宇治市ホームページ掲示)を検査時に提出しなければならない。

『 施工機械の指定 』(環境対策)

1. 環境等の保全

受注者は、下記項目の環境保全に努めなければならない。

1) 工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。

2) 地域における伝統的行祭事等の実施が円滑に行われるよう地元等と十分に調整の上、工事を実施すること。

『 交通安全管理 』

1. 交通誘導警備員

本工事における交通誘導警備員は、下記のとおり計上しており、配置状況を「工事月報」に記録し、監督職員に報告するものとする。

所轄警察署等との打ち合わせ結果又は条件変更に伴う配置箇所の増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、条件変更及び受注者にて特に必要と認めた場合は、その対策等について監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

交通誘導警備員B 前期:延べ人員 34名(昼間)
後期:延べ人員 67名(昼間)

2. 安全施設類の設置

標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、監督職員と打ち合わせを行い実施すること。

なお、打合せの結果または条件変更に伴い、道路工事保安施設設置基準(案)以上の保安施設類が必要な場合は監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。

受注者は、施工に先立ち作成する施工計画書に、安全施設类等設置計画(交通誘導警備員配置計画書を含む)を作成し、監督職員に提出すること。

また、受注者は工事期間中の安全施設类等の設置及び交通誘導警備員の配置状況が判明できるよう写真等を整備し、完成検査時に提出しなければならない。

3. 施工方法

交通規制においては、特別な場合を除き、車両通行止め規制または片側交互通行により施工するものとし、これによりがたい場合は監督職員と協議を行うものとする。

『 写真管理 』

写真管理については、以下の項目について実施することを標準とし、必要に応じて担当職員の指示により頻度を増減するものとする。

種 別	工 種	写真管理項目	
		撮影項目	撮影頻度
剪定工	高木	全景(着手前・施工中・完了後) 幹周	業務箇所 1箇所/20本 (20本未満の場合は1箇所)
	中木・低木 (寄植以外)	全景(着手前・施工中・完了後) 樹高	業務箇所 1箇所/10本 (10本未満の場合は1箇所)
	寄植(中木)	全景又は代表部分(着手前・施工 中・完了後) 幅、高さ、延長(完了後)	(着手前・完成後) 業務箇所 1箇所/10箇所 (10箇所未満の場合は1箇所)
	寄植(低木)	全景又は代表部分(着手前・施工 中・完了後) 幅、高さ、延長(完了後)	(着手前・完成後) 業務箇所 1箇所/10箇所 (10箇所未満の場合は1箇所)
除草工	人力・機械・草抜	全景又は代表部分(着手前・施工 中・完了後) 幅、延長(完了後)	(着手前・完成後) 業務箇所 1箇所/10箇所 (10箇所未満の場合は1箇所)
交通誘導員		配置状況	業務箇所ごと
廃棄物等運搬		搬入状況(処分地の確認)	適宜
事故	事故報告	事故の状況	その都度
その他	補償関係	被害又は損害状況等	その都度

『 工程管理 』

1. 作業期間

本工事は、作業期間を前期と後期の2期に分けて履行するものとする。

前期と後期の作業期間は、下表を目安とする。ただし、監督職員が必要と認めた場合は、この限りでない。

また、土曜日、日曜日、祝日、お盆期間及び年末・年始は原則休工日とする。

前期	令和8年7月中旬～令和8年8月中旬
後期	令和8年10月上旬～令和8年12月中旬

2. 週休2日制工事について

1) 本工事は、『週休2日制工事』の対象工事である。

2) 週休2日制工事の実施は、「宇治市週休2日制工事試行要領(土木工事)」に基づき実施すること。

なお、本工事における前期作業終了日から後期作業開始日までの期間については、同要領に記載の「施工に必要な期間」に含むものとする。

3) 実施にあたっては、建設現場における環境整備のため、月単位の週休2日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行うこと。

なお、月単位の週休2日の現場閉所を行ったと認められない場合は、工事打合簿により、その理由を監督職員に報告すること。

4) 予定価格には月単位の週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乘じているが、月単位の週休2日に満たない場合は、契約書第24条の規定により、各経費に乘算する補正係数を1.00に変更するものとする。

- 5) 月単位の現場閉所日数及び達成状況を工事月報の記事欄へ記載すること。
- 6) 受注者は、近畿地方整備局管内で実施する毎月第 2・第 4 土曜日の建設現場一斉閉所に努めるものとする。

『 官公庁への手続等 』

1. 地下埋設物の事故防止

受注者は、施工にあたって予想される地下埋設物は、管理者と現地立会の上、当該埋設物の位置・深さを確認し、保安対策について十分打ち合わせを行い、事故防止に努めなければならない。

2. 架空線の事故防止

受注者は、架空線(配電線・送電線等)下付近で作業する場合、労働安全衛生規則等により(感電事故防止について)事前に当該事業者と協議し、必要な保安措置を行わなければならない。また施設・設備に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡し応急措置をとり受注者の負担によりこれを補修しなければならない。

『 施工時期及び施工時間の変更 』

1. 施工時間

本工事の施工時間は、下記を原則とする。

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議の上、その指示によるものとする。

工事施工時間(昼間)	9:00 ~ 17:00
------------	--------------

『 現場条件・状況 』

1. 民地内への立入等

本工事に関連して民地内への立入や作業が必要な場合は、必ず所有者の承諾を得なければならない。

『 その他 』

1. 不正軽油使用防止の徹底

受注者は、建設機械等の燃料としての軽油はJIS規格軽油以外のものを使用してはならない。また、下請業者等に対しても不正軽油使用防止の指導・監視を徹底するものとする。

受注者は、京都府税務調査員による燃料検査に協力しなければならない。

2. 安全に関する研修・訓練等の実施

受注者は、土木工事共通仕様書(案)の第34条「工事中の安全確保」の10から12に規定する安全に関する研修・訓練等において、下請企業及び労働者へのしわ寄せの防止を図る観点から、以下の内容の研修を1回以上実施しなければならない。

- (1) 建設工事の請負契約に関すること
- (2) 労働関係法令に関すること

【研修の参考とする図書等の例】

- ・工事請負契約書(第51条)
- ・建設業法遵守ガイドライン(令和4年8月 国土交通省)
- ・建設産業における生産システム合理化指針(平成3年2月 建設省)
- ・新しい建設業法遵守の手引((公財)建設業適正取引推進機構)

3. 標示板の設置

受注者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事内容、工事期間、工事種別、発注者、施工者等を記載した標示板を設置しなければならない。

記載項目のうち、「工事内容」、「工事種別」については、以下によるものとする。

工事内容:街路樹の剪定をおこなっています。
工事種別:街路樹等維持管理工事

標示板の記載例

工事標示板の大きさ(横114cm×縦140cm)

ご迷惑をおかけします

**街路樹の剪定を
おこなっています**

令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
時間帯 9:00~17:00

街路樹等維持管理工事

発注者 宇治市建設部維持課
電話〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
電話〇〇-〇〇〇〇

設置位置	・工事区間の起終点に設置する。 ・車線規制を行う場合には、規制区間の起終点にも設置する。 ・ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者の支障にならないように設置する。
設置期間	・路上工事開始から路上工事終了までの間設置する。

規格 色彩 等	<ul style="list-style-type: none"> ・「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「〇〇工事」等の工事種別は、青地に白抜き文字とする。 ・「〇〇をしています」等の工事内容、工事期間は、青色文字とする。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ高輝度反射式または同等品以上のものとする。 ・道路上に設置する場合は、必要に応じ外枠にソフトカバーを付けること。
---------------	--

なお、道路幅員が狭小な場所等で上記の大きさの標示板が設置困難な場合は、通行者に対し工事内容が判別できる程度の大きさまで縮小した標示板を設置出来るものとする。

4. 熱中症による労働災害の防止

受注者は、WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で、連続1時間以上又は1日4時間を超える作業が見込まれる場合、労働安全衛生規則に基づき、以下の対応等を施工計画書に記載し、実施すること。

- (1) 熱中症の自覚症状がある作業員や、熱中症のおそれがある作業員を見つけた者が、その旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知
- (2) 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合において、迅速かつ的確な判断を可能とするための以下の事項
 - ・事業所における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
 - ・作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知